3　安定供給確保を図ろうとする特定重要物資等の生産及び販売並びにその原材料等の調達の現状

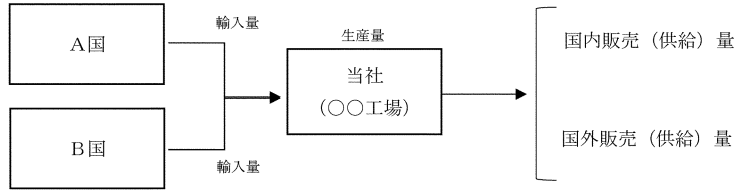
（1）特定重要物資等ごとの生産、調達及び販売の現状について（注１～３）

特定重要物資等の品目名：		
①　生産量（注４）		単位/年
①－１国内生産量		/年
①－２国外生産量		/年
②主要な原材料等の調達量（注５～８）		/年
②－１原材料名（調達先国・地域）		/年
②－１原材料名（調達先国・地域）		/年
②－１原材料名（調達先国・地域）		/年
②－２原材料名（調達先国・地域）		/年
②－２原材料名（調達先国・地域）		/年
②－２原材料名（調達先国・地域）		/年
③最終販売量（注４）		/年
③－１国内販売（供給）量		/年
③－２国外販売（供給）量		/年

（注１）　２以上の品目の安定供給確保を図ろうとする場合は、上表を追加して品目ごとに記載すること。
（注２）　取組実施の前事業年度の数値及び実績をもとに記載すること。
（注３）　①から③までのいずれの項目についても、単位（例：台、式、ｔ　等）を記載すること。また、③に関しては、可能な限り金額（売上額・百万円単位）についても併記すること。
（注４）　経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令（令和四年政令第三百九十四号。以下「令」という。）第１条第８号に掲げる特定重要物資に係る申請者については、「生産量」は「売上額」と読み替えて記載すること。その際、③に関しては記載を要さない。
（注５）　必要に応じ、行を追加して原材料・調達先を分けて記載すること。また、補足として、同趣旨の資料を提出することとして差し支えない。
（注６）　原材料等とは、特定重要物資の生産に必要な原材料、部品、設備、機器、装置又はプログラムを指す。
（注７）　原材料等の調達状況を把握するための欄であり、本申請に係る特定重要物資の原材料のうち、申請者が本申請に係る特定重要物資の生産や調達等のために基幹的な役割を果たす原材料等と位置付けるもの及び左記以外で本申請に係る特定重要物資以外に指定されている特定重要物資について記載するものとし、左記に該当する主要な原材料等が複数ある場合は、行を追加して原材料ごとに記載すること。
（注８）　記載対象は原材料等ごとに取引量又はサプライチェーン全体に占める調達額の多い上位３社（企業の名称及び調達先国・地域名）について記載すること。なお、３以上の調達先国・地域を記載することは差し支えない。

（2）上記（1）で記載した調達先・販売（供給）先を含め、当該特定重要物資等に係るサプライチェーンの現状について、図などを用いて簡潔に記載すること。

（例）



（注）申請者が複数の場合は、申請者ごとにそれぞれ（1）及び（2）を記載。

4　取組の内容及び目標

（1）取組の背景

（例）
○○（取組の対象となる品目）は、○○や○○（使用される場面）において使用される物資だが、○○（取組の対象となる品目）の○年の市場規模は○円、○等の需要増加に応じて、○年には○円まで拡大する見込み。当該物資の供給が途絶した場合、その用途上の理由から、○○（当該物資の使用等によって行う措置等）を行うことが困難となり、国民生活に甚大な影響を生じさせる蓋然性がある。しかしながら、当該物資はその供給の○○%以上を輸入に依存し、かつ、輸入割合のシェアは特定国の寡占状態に陥っており、供給途絶によるリスクが顕在化している。短期的な供給途絶時においても、当該物資の安定供給確保を図るためには、国内における生産量の増加を図る必要があり、そのため、当該物資の生産に必要な設備を導入し、当該物資について、平時及び短期的な供給途絶時に必要な生産量を確保する必要がある。

（注）安定供給確保を図ろうとする特定重要物資等のサプライチェーンの現状（特定少数国・地域への依存の程度や代替供給確保の可能性等）や取組を実施しなかった場合の供給途絶リスク等の課題、当該特定重要物資等の現在の市場構造、今後の市場の見通し及び世界情勢（国内外におけるシェアの割合や、競合他社の状況等、当該特定重要物資等に係る自社を取り巻く競争環境やその中での自社の立ち位置等）を踏まえ、当該特定重要物資等の安定供給確保を図るために当該取組を実施する必要性について記載すること。

（2）特定重要物資等の安定供給確保に関する目標（見込み）

特定重要物資又はその生産に必要な原材料等の品目名①：
（例）